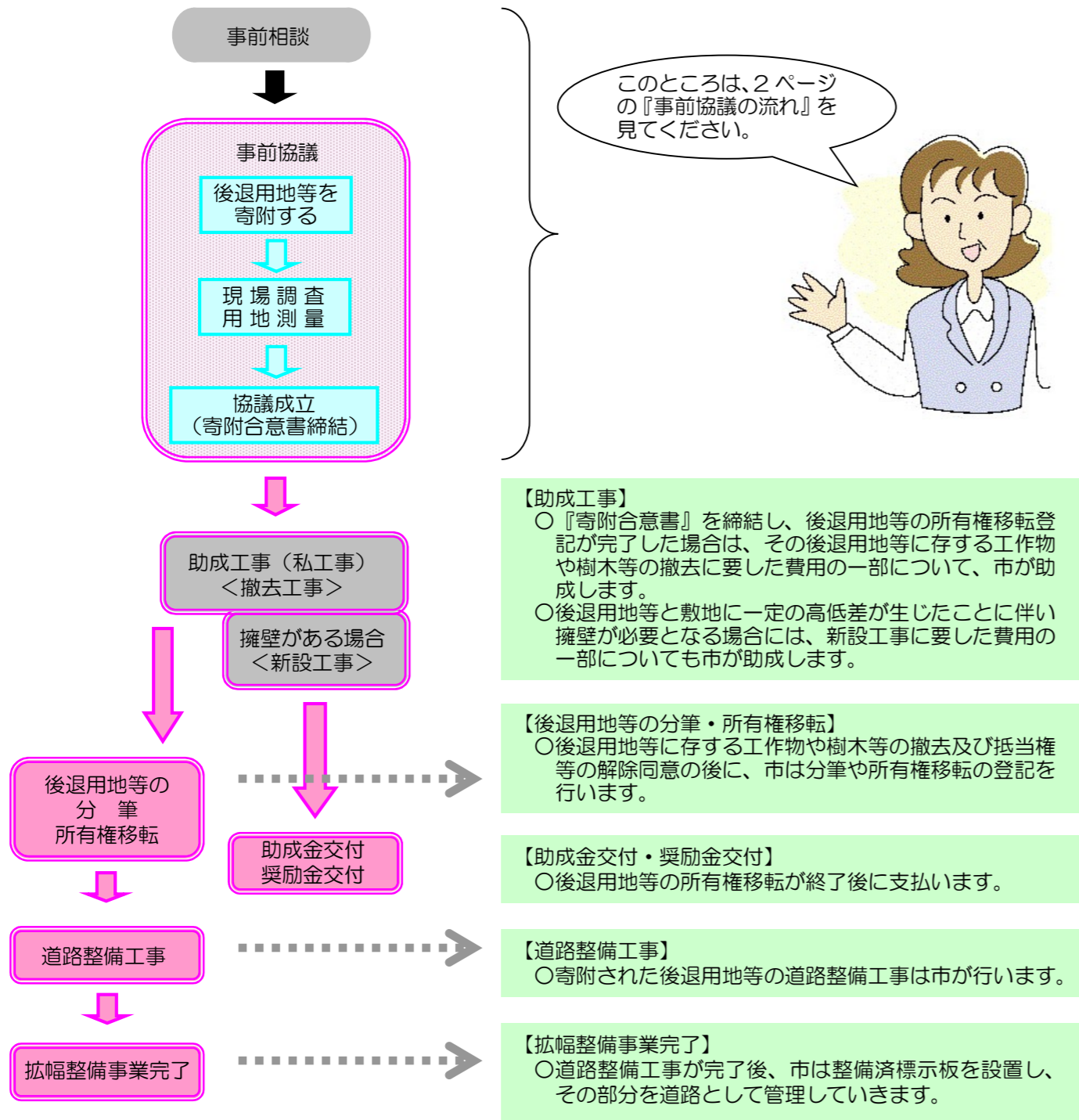


# 拡幅整備事業（寄附）の流れは次のとおりです

● 一つの敷地ごとの場合



お問合せは

浜松市 都市整備部 建築行政課 建築道路グループ【担当：中央区】  
 〒430-0946 浜松市中央区元城町103-2（本庁4階）  
 TEL (053) 457-2474

浜松市 都市整備部 北部都市整備事務所 建築行政グループ【担当：浜名区・天竜区】  
 〒434-8550 浜松市浜名区貴布祢3000（なゆた・浜北3階）  
 TEL (053) 585-1154

狭い道路の拡幅整備にご協力ください

# 安全で快適なまちづくりのために



浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例  
 「狭い道路の拡幅整備事業」

浜松市

＜建築基準法の道路とは・・・＞

建築基準法は昭和 25 年に制定され、建築物の敷地や構造などに関する基準を定め、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした法律です。

この建築基準法の規定では、都市計画区域内の建築物の敷地は、原則、幅員 4m 以上の道路に接することが求められております。

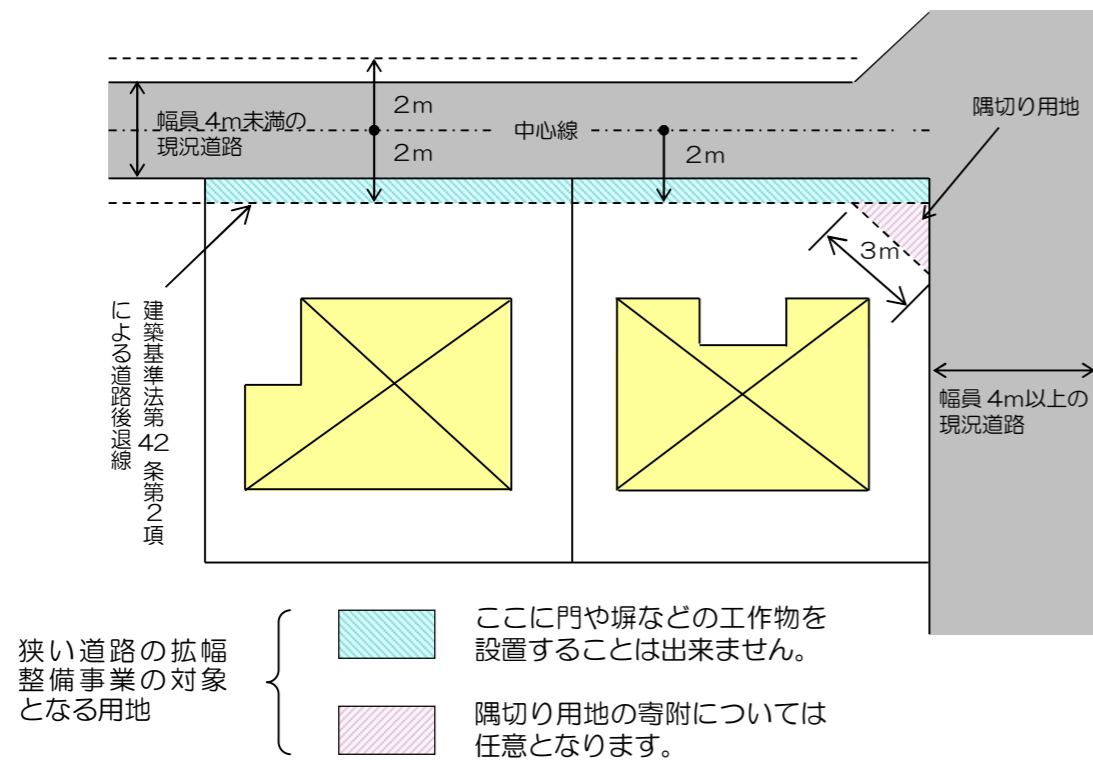
しかし、幅員 4m 未満の道路でも、建築基準法が適用される以前から建築物が立ち並んでいる道路は、幅員 4m の道路とみなすこととされています。

これを建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路といい、原則、道路中心線から 2m の道路後退（セットバック）が求められております。

＜なぜ、建築基準法で、道路後退（セットバック）が求められているの??＞

建築基準法第 4 2 条第 2 項の道路は、幅員が狭いことから、通行上、環境衛生上の問題があるばかりでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたします。

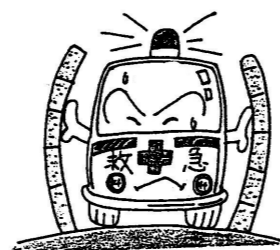
そこで建築基準法では、安全で良好な居住環境を守るため、この狭い道路に対して道路空間（4m）を確保するよう、道路後退（セットバック）を求めています。



～～ 広げよう 狭いみち ～～

本市では、平成 1 4 年に『浜松市狭い道路の拡幅整備に関する条例』を制定し、市民のみなさんのご理解とご協力を得ながら、**狭い道路の拡幅整備事業**を進め、良好な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを推進しております。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。



■助成の対象と金額

拡幅整備の対象となる道路の後退用地等が市に寄附された場合に限り、その後退用地等に存する工作物（門、塀、擁壁等）や樹木等の撤去等に要した費用の一部について、助成します。

交付対象			金額（円）		
フェンス、塀、門等（基礎を含む。）	撤去費	高さ 0.5m 以上	1m 当たり	4,000	
樹木（伐根を含む。）	撤去費	高さ 1.0m 未満	1 本当たり	500	
		高さ 1.0m 以上 2.0m 未満		2,800	
		高さ 2.0m 以上 4.0m 未満		3,700	
		高さ 4.0m 以上		17,000	
生垣（伐根を含む。）	撤去費	高さ 1.5m 未満	1m 当たり	2,000	
		高さ 1.5m 以上 2.5m 未満		4,200	
		高さ 2.5m 以上		6,000	
舗装（アスファルト、コンクリート等）	撤去費		1 m <sup>2</sup> 当たり	1,200	
水道メーター（水道管 2m までを含む。）	移設費		1 箇所当たり	20,000	
排水ます等（排水管 2m までを含む。）	移設費		1 箇所当たり	8,600	
水道管、排水管、ガス管等	移設費		1m 当たり	1,700	
擁壁	撤去費	高さ 0.5m 以上 1.0m 未満	1m 当たり	4,000	
		高さ 1.0m 以上 1.5m 未満		7,000	
		高さ 1.5m 以上 2.0m 未満		11,000	
		高さ 2.0m 以上		16,000	
	新設費	鉄筋コンクリート造（これと同等以上の構造と市長が認めるものを含む。）	高さ 0.5m 以上 1.0m 未満	1m 当たり	10,000
			高さ 1.0m 以上 1.5m 未満		15,000
			高さ 1.5m 以上 2.0m 未満		24,000
			高さ 2.0m 以上		36,000

※長さ単位（m）面積単位（m<sup>2</sup>）（数量は、小数第 1 位までとし、第 2 位以下は切り捨てます。）

◆ご注意◆

- 助成金の額は、この表により算出した額又は拡幅整備のために必要な工作物等の撤去若しくは移設工事等に要した費用の額のいずれか少ない額となります。（『この表により算出した金額の合計』> 実際に撤去等に要した工事の金額（工事実費）の場合は、助成金の額は、工事実費となります。）
- この表の高さの算定は、次のとおりとなります。  
 (1) フェンス、門、塀等・・・道路面からの高さ  
 （ただし、擁壁と一体の場合にあっては、当該擁壁の高さを除いた高さ）  
 (2) 樹木及び生垣・・・その接する地盤面からの高さ  
 (3) 擁壁・・・道路面からの高さ
- 擁壁（新設費）の交付対象となる擁壁の長さは、後退用地等と後退整備後の敷地との境界線の長さを上限とします。
- 前記の 1 の規定にかかわらず、フェンス、塀、門等が擁壁と一体の場合における当該フェンス、塀、門等の助成金の額は、この表に定める助成金の 2 分の 1 の額が上限となります。
- 前記の 1 の規定にかかわらず、擁壁（撤去費）及び擁壁（新設費）の助成金の合計額は、150 万円が上限となります。
- 助成金の合計額に 1,000 円未満の端数がある場合は、当該端数は切り捨てます。
- 事前協議申請書提出時に、助成対象となる工作物等が撤去されている場合には、助成金はお支払いできません。

■隅切り奨励金

所定の大きさの隅切り用地（※）を寄附された場合は、隅切り奨励金を交付します。  
 （※）『曲がり角の内角が 120° 未満の角敷地であって、底辺の長さが 3m の二等辺三角形』をいいます  
 面積単位（m<sup>2</sup>）（数量は、小数第 2 位までとし、第 3 位以下は切り捨てます。）

# 拡幅整備を促進するために事前協議をお願いします

## 《 事前協議 》

次に掲げる区域で狭い道路に接する敷地で建築物の新築・改築・増築などを行う場合には、建築確認申請の前に、事前協議申請書（※）の提出が必要となります。

（※）事前協議申請書の様式は、市のホームページ並びに建築行政課及び北部都市整備事務所の窓口にあります。

### ■ 事前協議の対象区域

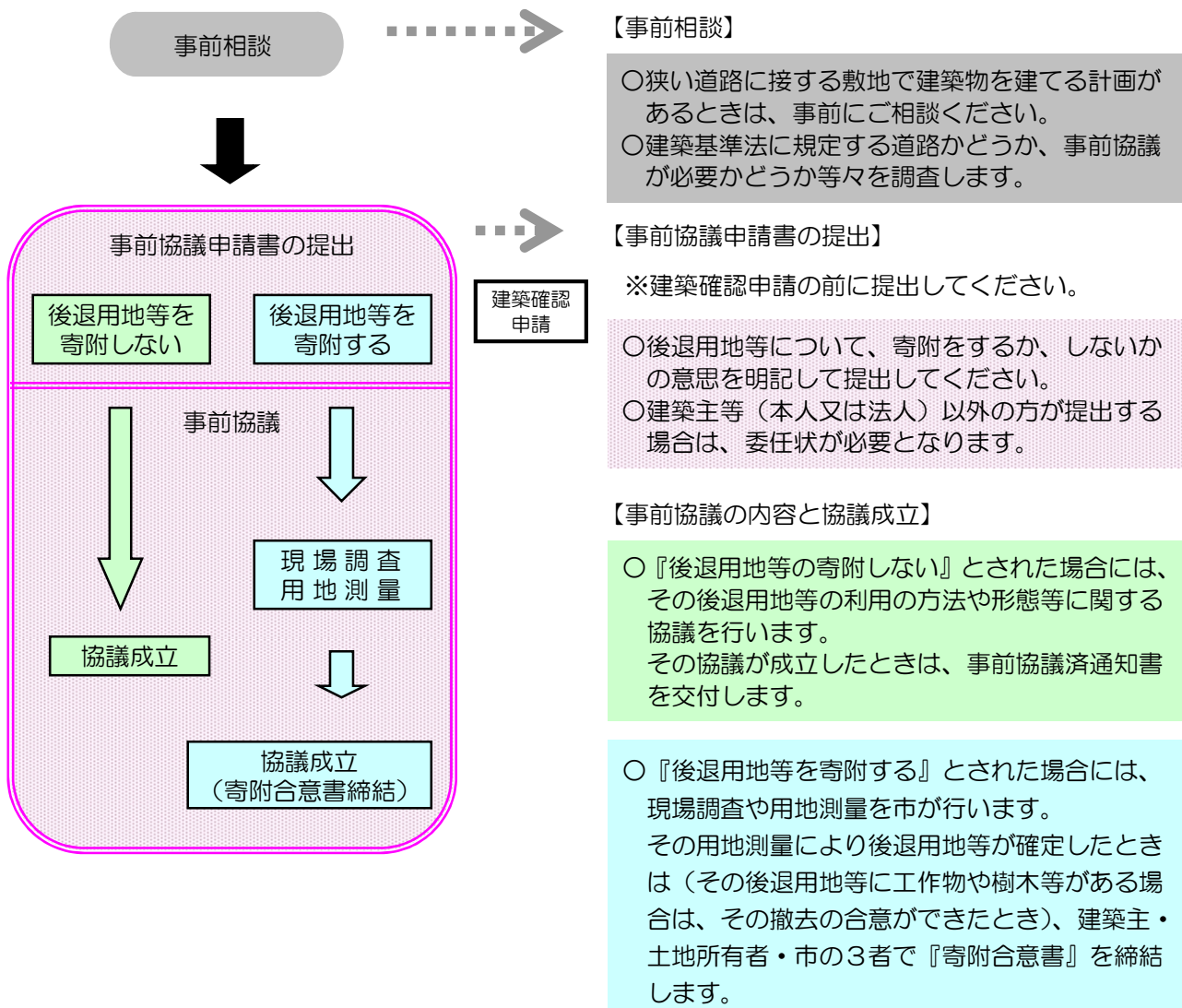
- 市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項）  
（区域界が狭い道路により定められている場合は、当該狭い道路に隣接する土地を含む。）

※ なお、以下に掲げる区域は、市街化区域内であっても対象とはなりませんので、ご注意ください。

- ・ 都市計画道路や都市計画公園など、国又は地方公共団体が行う公共事業に係る区域
- ・ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する許可を受けた開発区域
- ・ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行区域
- ・ 建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定に係る区域

### ■ 事前協議の流れ

事前協議は、次のように行います。



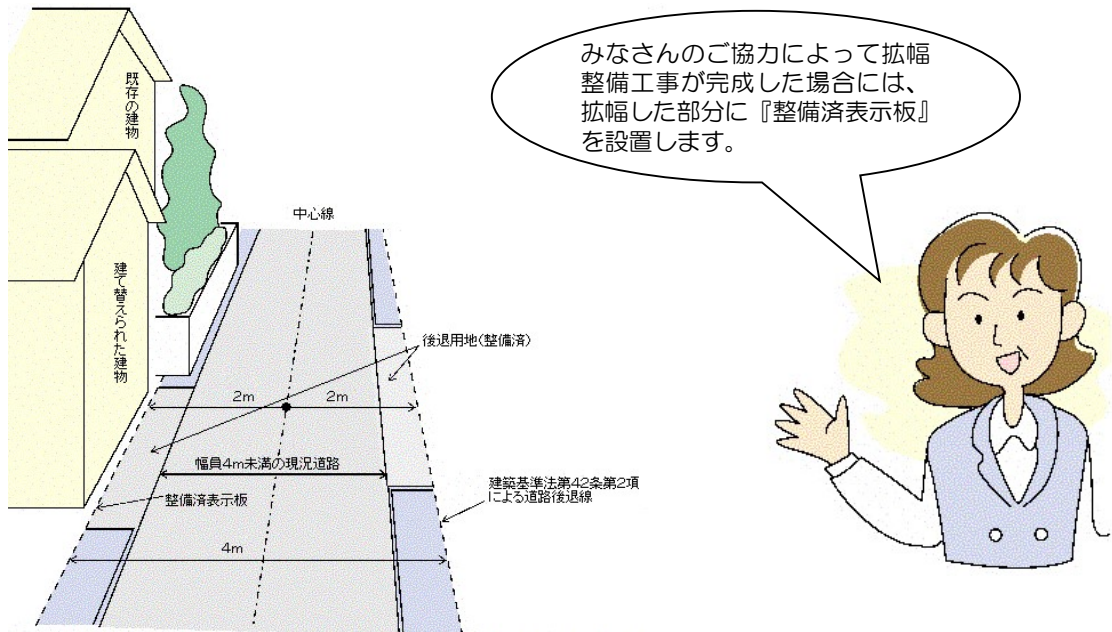
# 拡幅整備の内容は次のとおりです

## 《 拡幅整備の内容 》

事前協議によって後退用地等を寄附していただいた場合には、その後退用地等は市で整備を行います。

後退用地等の整備は、建築物の新築などの時に一つの敷地ごとに市が施工していくものですので、整備した箇所は一時的に敷地ごとに凸凹した形態となりますが、狭い道路に面した後退用地が全て寄附された場合には、幅員4mの道路となることを目指して行うものです。

### ● 一つの敷地ごとの場合



### ● 路線整備の場合

地域のみなさんのご協力が得られ、交差点から交差点までの連続した区間の拡幅整備をしていく場合には、拡幅整備の内容を含め別途協議を行います。

## ■ 市が行う拡幅整備の項目と内容

### ＜一つの敷地ごとの場合＞

種別	内容
舗装	後退用地等の舗装工事を行います。 舗装工事は、後退用地等と接する道路の舗装種別と同等の施工とします。 (現在の道路が舗装されていないときには、舗装工事はありません。)
側溝移設、 縁石の設置	道路の拡幅により側溝を拡幅後の道路境界線まで後退移設します。 なお、側溝の移設が困難なときは、拡幅後の道路境界線に必要に応じて縁石を設置します。 移設工事は、当該道路の設置種別と同等の施工とします。 (現在の道路に側溝が敷設されていないときには、側溝敷設工事はありません。)
電柱移設	道路の拡幅に伴う電力柱及び電信電話柱の後退移設依頼を行います。
その他	後退用地等の分筆及び所有権移転に係る登記手続その他市長が特に必要があると認めるものを行います。

※なお、事前協議によって後退用地を寄附されない場合においては、その後退用地は、建築主や土地所有者の方が建築基準法の規定に基づいて管理していただきます。